


# 現代社会とジェンダー はじめに

---

2024.4.15

佐藤響子

国際教養学部



# 本講義の目的 & 本日の目的

- ジェンダー・セクシュアリティ問題を通じて、今日の社会に存在する次の事象に目を向ける

価値観の対立  
揺らぎ  
多様性

- 本日：なぜこのような視点が必要か、事例を通して考える + 学問的背景を知る

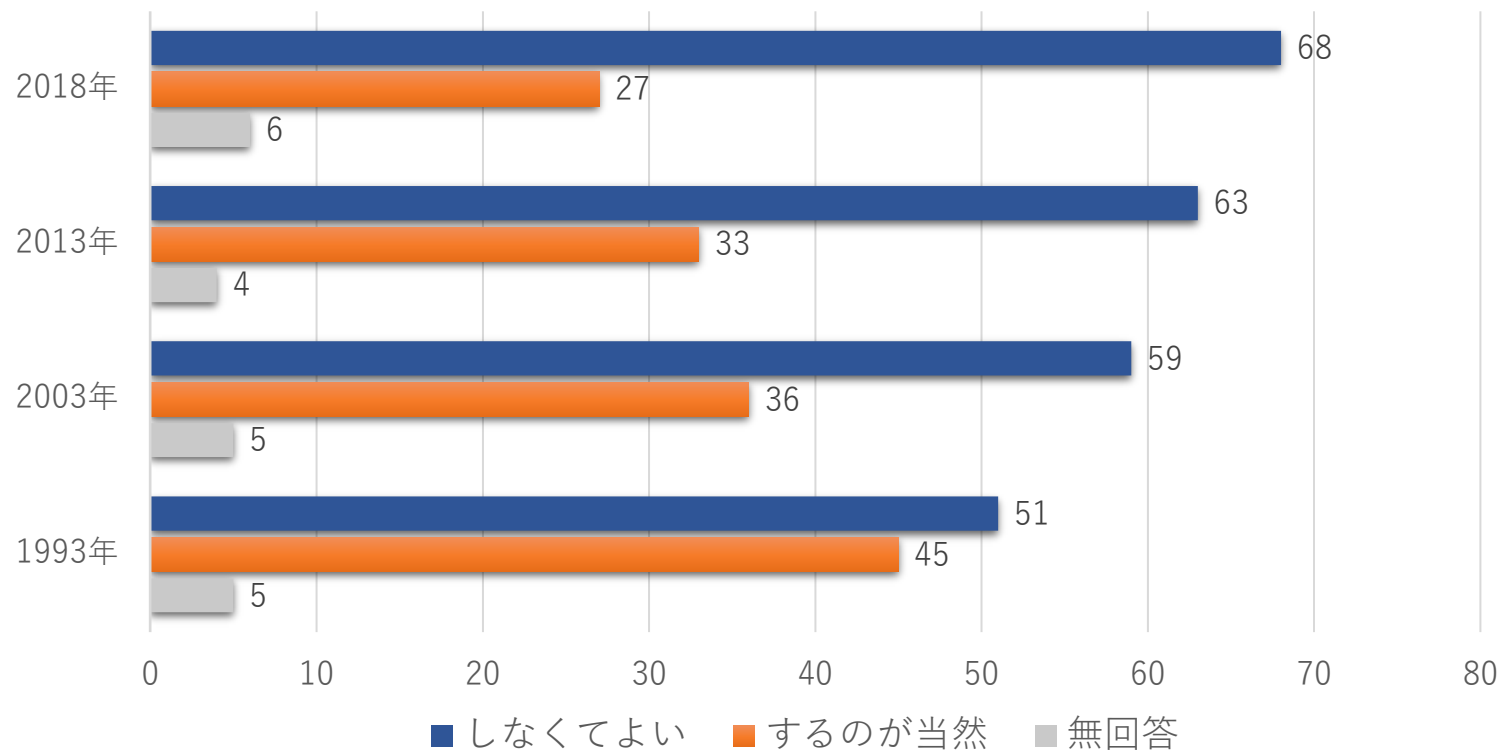
# 結婚觀

# あなたの考えに近いのはどちらですか？

- 甲：人は結婚するのが当たり前だ《するのが当然》
  - 乙：必ずしも結婚しなくてもよい《しなくてよい》
- 
- NHK、1973年から5年ごと「日本人の意識調査」

# 経年変化と年代別相違：意識の世代交代

## • 経年変化



- 年代別  
《しなくてよい》
- ✓ 1970年生まれ以降  
80%前後
- ✓ 1939-43年生まれ  
50%を超えない
- ✓ 1949-53年生まれ  
63 → 62 → 63%

# あなたの考えに近いのはどちらですか？

- いずれ結婚するつもり
  - 一生結婚するつもりはない
- 

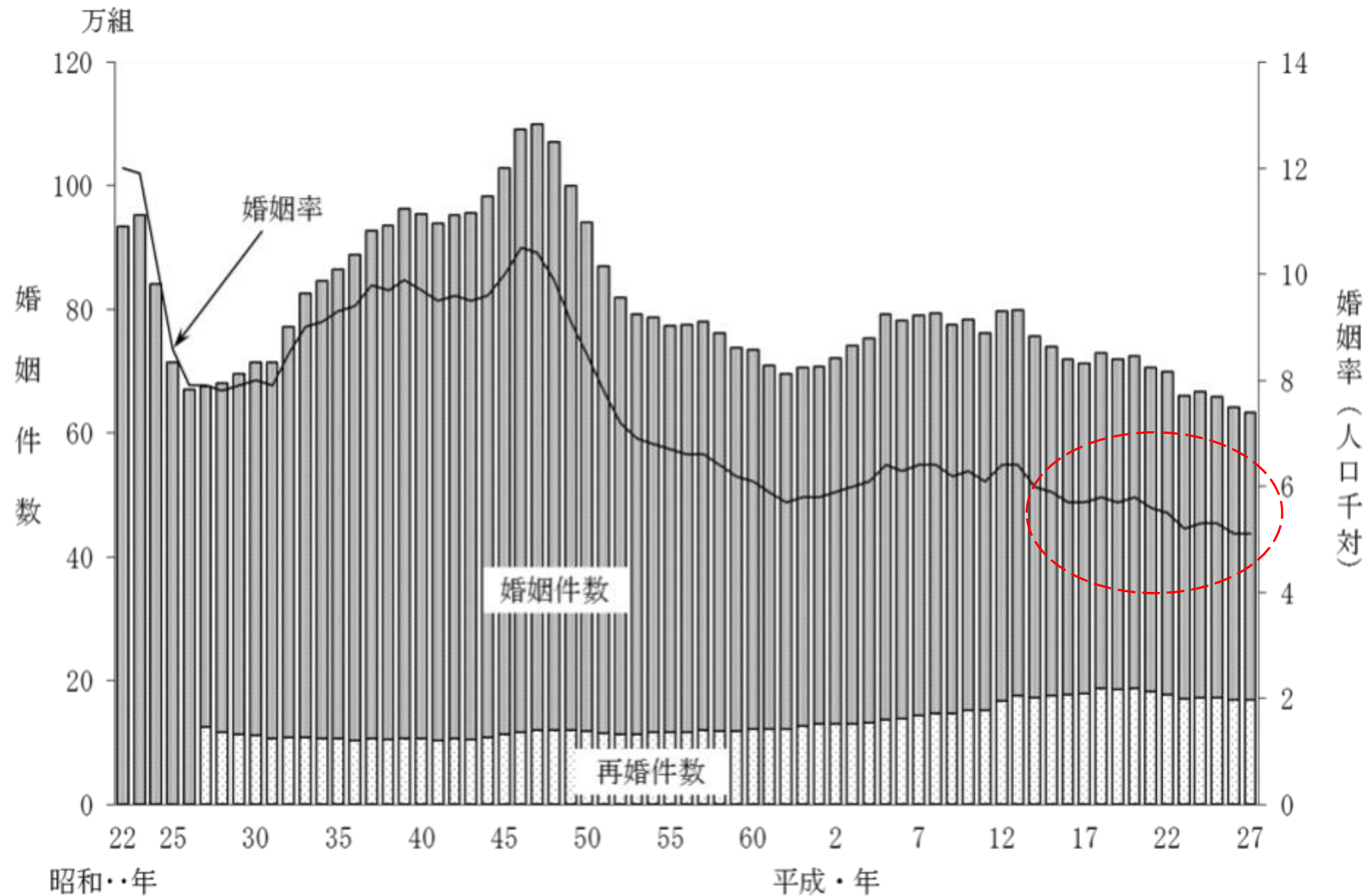
- ある程度の年齢までには結婚するつもり
- 理想的な相手がみつかるまでは結婚しなくてもかまわない

# 結果：ある程度の年齢までに結婚を希望

- いずれ結婚するつもり
  - 男性 85.9% (1997年) → 86.7% (2015年) → 81.4% (2021)
  - 女性 89.1% → 89.3% → 84.3%
- ある程度の年齢までに結婚
  - 男性 48.6% (1997年) → 55.2% (2015年) → 49.8% (2021)
  - 女性 42.9% → 59.3% → 46.8%

(国立社会保障・人口問題研究所)

# 婚姻件数と婚姻率（人口千対） 厚生労働省



近年、婚姻率は  
低いまま推移



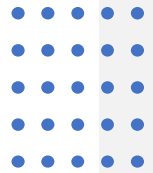

# 結婚にまつわる



規範：結婚すべきかどうか

意識：結婚したいかどうか

現実：実際の婚姻数



# ジェンダー セクシュアリティ 問題から見た結婚



# 家族の氏をどうするか？ 選択的夫婦別姓

# あなたの考えに近いのはどちらですか？

- 選択的夫婦別姓制度に賛成である
  - 選択的夫婦別姓制度に反対である
  - 分からない
- 

- 結婚改姓をしてもよい
- 結婚改姓をしたくない
- 分からない

# 問題のポイント（法務省まとめ）

- 夫の氏を名乗る割合
  - 2019年 約 95.5%
  - 2015年 約 96.0%
  - 2005年 約 96.3%
  - 1995年 約 97.4%
- 別姓支持意見
  - 現実的不利益、アイデンティティ問題、婚姻の阻害要因
- 別姓不支持意見
  - 家族の一体感、子の利益
- 子の氏：結婚時に決める、複数人子がいる場合同じ氏（法務省案）
- 旧姓の通称使用の問題
- 強制的な夫婦同氏制度は日本のみ

# 最高裁大法廷判決(2015.12.16)



- 民法規定をめぐる訴訟が最高裁判決
- 夫婦同姓規定は合憲  
なぜなら、社会に定着しているから
- 15人の裁判官  
10人 (合憲) 対 5人 (違憲)  
女性裁判官3人全員が違憲

## 第七百五十条

夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

- 結婚前から続く社会生活での個人識別機能を損ねることによる自己喪失感
- 個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した制度とはいえない
- 通称は公的な文書には使用できない場合があるという欠陥
- 通称名と戸籍名との同一性という新たな問題を惹起することになる
- 例外なく、夫婦の片方が従来の氏を維持し、片方が従来の氏を改めるとするものであり、これは、憲法24条1項にいう婚姻における夫婦の権利の平等を害するものである

• 最高裁判決文 [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/546/085546\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/546/085546_hanrei.pdf)

# 夫婦同姓規定最高裁判決 2021.6.23

- 合憲
- 11人 (合憲) 対 4人 (違憲)
- この種の制度の在り方は国会で論ぜられ、判断されるべき事柄



# 改姓によるととまどい、様々な考え方

- 「自分とは違う人間が、自分として存在している」感覚  
→ペーパー離婚
- 離婚、再婚で親の姓に振り回される子どもは迷惑  
(朝日新聞 2018年3月19日)
- 同じ姓のほうが家族一緒にチームで闘っている気持ちができる
  - 谷真海 (パラリンピック走り幅跳び, 2004, 08, 12)
- 戸籍名と通称使用を使い分けることに対するコスト、戸籍名変更に伴う費用、海外出張時の不便さ
  - 青野慶久 (サイボウズ)

# 旧姓併記、不便さ否めず 納税・年金受給…戸籍名のみ

- ある30代男性は昨年「離婚」した。パスポートをめぐる不都合を避けたかったからだ。
- パスポートは旧姓併記が認められている。男性は結婚して妻の姓になり、仕事では旧姓を使ってきた。結婚後取得したパスポートは、戸籍名の隣に、カッコ書きで旧姓が記された。  
だが、心配になった。海外に出張しても仕事は旧姓で通す。だがパスポートのICチップには戸籍名しか記録されていないこともあり、ビザや航空券の取得は戸籍名だ。旧姓併記の国は少ない。二つの姓を使うことで、余計なトラブルに巻き込まれないだろうか。妻に相談し、「事実婚」にした。いま手元にあるのは申請し直して旧姓のみが記されたパスポートだ。男性は「**選択的夫婦別姓**の制度が実現すれば、こんな面倒はなかった」と思う。
- 政府は、旧姓併記を推し進めている。2019年からは住民票、マイナンバーカード、運転免許証で認められた。看護師、介護福祉士、保育士といった職業の免許や登録証、会社役員名を載せる商業登記簿でも、旧姓を添えられる。
- だが納税、年金受給、特許出願といった分野は、戸籍名しか認められていない。内閣府の担当者は「**セキュリティ上の問題から本人の同一性の確認が難しいことが課題**」と話す。結局、旧姓併記では解決にならないとの声は根強い。(朝日新聞 2021.6.24)



# 同性婚

法律婚は異性間のみ限定されるのか？

# 現状 (2017年時点)

- 同性婚が認められている国
  - オランダ、ベルギー、カナダ、英国、米国、台湾 etc. 30か国
- 認められていないが、パートナーシップ制度のある国
  - 日本 etc.
- 刑罰のある国
  - 同性愛は死刑：サウジアラビア、イラン、イラク・・・
  - 同性愛は違法：インド、エジプト・・・

『女性の世界地図』より

# 同性婚 2021.3.17 札幌地裁



- 同性同士の法律婚を認めないのは「法の下での平等」を定めた憲法14条などに反する
- 同性婚を巡る違憲判断は初
- 24条が「両性」など男女を想起させる文言を用いていることにも照らせば、異性婚について定めたもの、現行制度が24条に反しているとは言えないと判断した

## 憲法14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

## 憲法24条

1項 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2項 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

## ・ 判決文より抜粋

異性愛者と同性愛者の差異は、性的指向が異なることのみであり、かつ、性的指向は人の意志によって選択・変更できるものではないことに照らせば、異性愛者と同性愛者の間で、婚姻によって生じる法的効果を楽しむ利益の価値に差異があるとする理由はなく、そのような法的利益は、同性愛者であっても、異性愛者であっても、等しく享有し得るものと解するのが相当である。

(中略)

異性愛者に対しては婚姻という制度を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府が広範な立法裁量を有することを前提としても、その裁量権の範囲を超えたものであるといわざるを得ず、本件区別取扱いは、その限度で合理的根拠を欠く差別取扱いに当たると解さざるを得ない。

したがって、本件規定は、上記の限度で憲法14条1項に違反すると認めるのが相当である。

	札幌高裁 2024.3	東京地裁 2024.3	福岡地裁 2023.6	名古屋地裁 2023.5	東京地裁 2022.11	大阪地裁 2022.6	札幌地裁 2021.3
24条1項 両性の合意	違憲	合憲	合憲	合憲	合憲	合憲	合憲
24条2項 個人の尊厳 と両性の本 質的平等	違憲	違憲状態	違憲状態	違憲	違憲状態	合憲	合憲
14条 法の下での平 等	違憲	合憲	合憲	違憲	合憲	合憲	違憲

家制度に基づく明治憲法→対等な個人の人権を基本とした現行憲法  
両性、夫婦→婚姻関係にある「当事者」「双方」と解釈できるのではないか

千葉勝美 (2024) 『同性婚と司法』 岩波新書



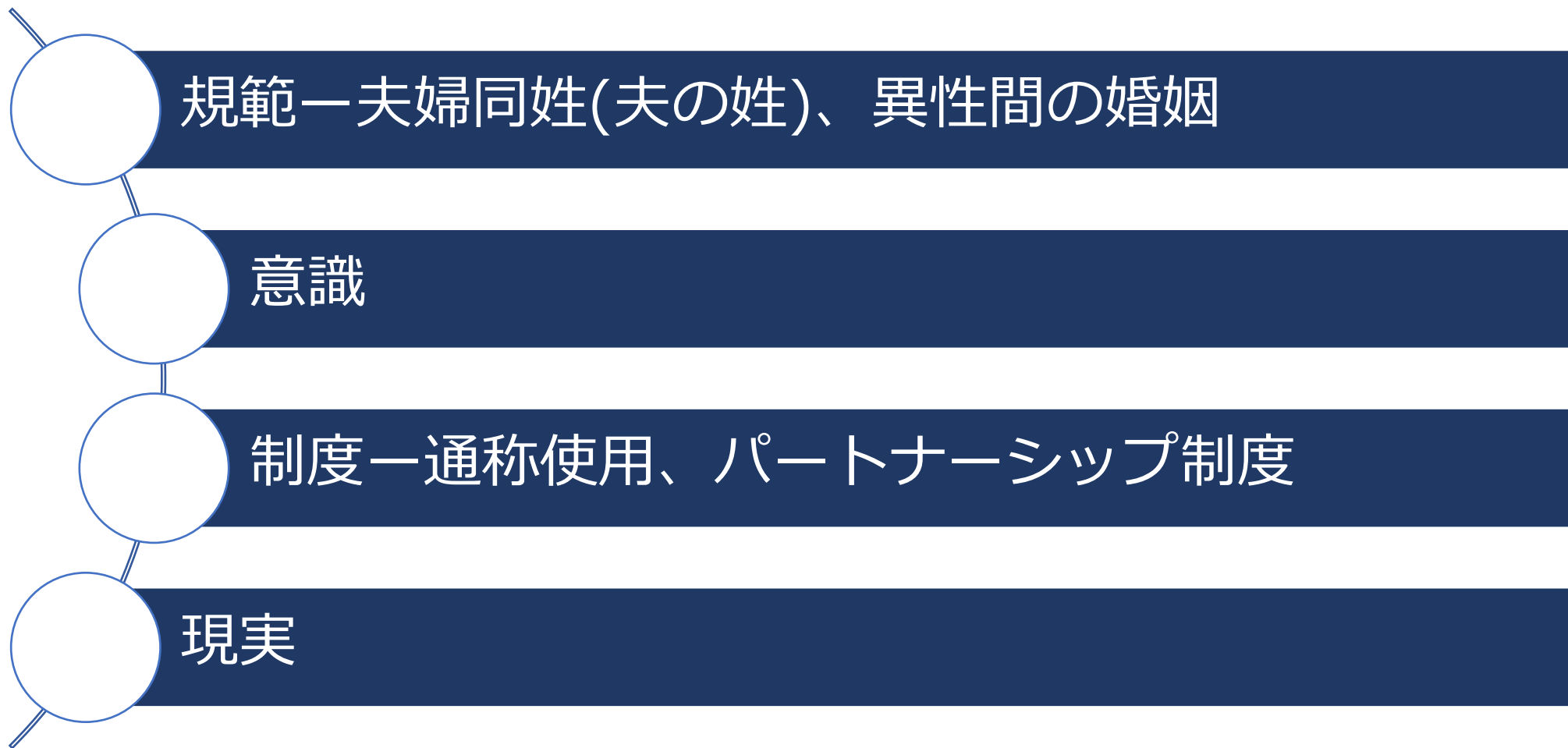
# 同性パートナーシップ条例

- パートナーシップ証明は、法律上の婚姻とは異なるものとして、男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備えた、戸籍上の性別が同じ二者間の社会生活における関係を「パートナーシップ」と定義し、一定の条件を満たした場合にパートナーの関係であることを証明するものです。（渋谷区ホームページより）
- 「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」
- 2015年3月に成立、同年4月1日に施行
- 行政としては全国初の取り組み

# 法律上の婚姻による法的利益

- 実子、養子の共同親権
  - 遺産相続
  - 遺族年金、公的年金の死亡一時金の受け取り
  - 医療保険の被扶養者
  - 所得税の配偶者控除、配偶者特別控除の受け取り
  - 相続税の配偶者控除
  - 医療費控除の医療費合算
  - 離婚時の慰謝料請求
  - 離婚時の財産分与 など
- (千葉勝美 (2024) 『同性婚と司法』 岩波新書)

# 結婚制度 (選択的夫婦別姓、同性婚)





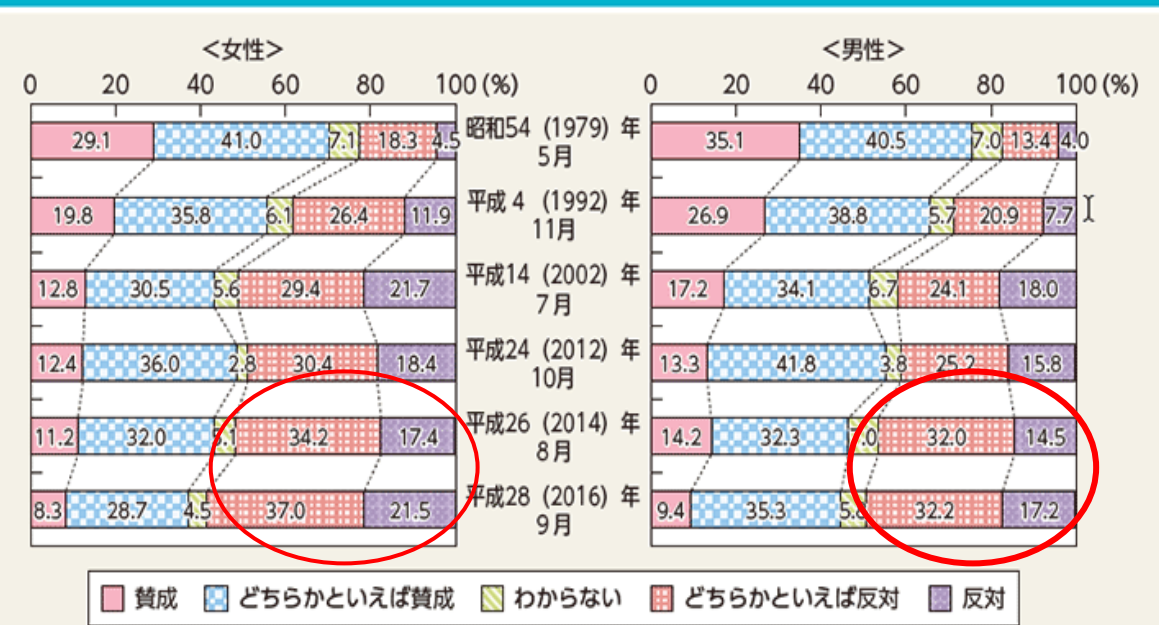
# ケア役割

# 家庭内の役割分担

- 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである
  - 賛成—どちらかといえば賛成—わからない—  
どちらかといえば反対—反対
- 6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児時間
  - 夫婦でどの程度差があると思いますか？

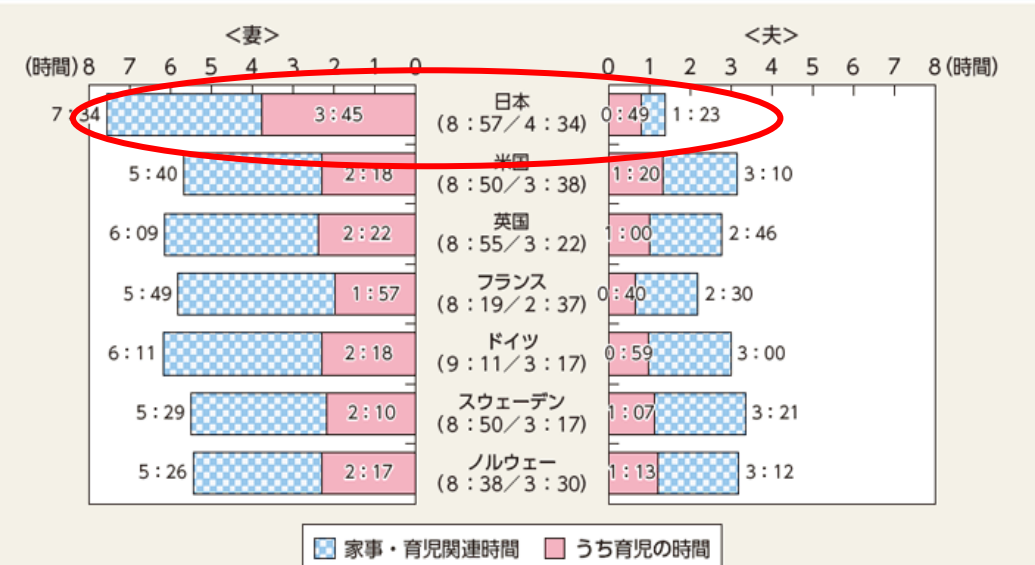
# 『男女共同参画白書令和元年度版』より

I-3-5 図 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化 (男女別)



(備考) 1. 総理府「婦人に関する世論調査」(昭和54年)及び「男女平等に関する世論調査」(平成4年), 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成14年, 24年, 28年)及び「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年)より作成。  
 2. 平成26年以前の調査は20歳以上の者が対象。平成28年の調査は, 18歳以上の者が対象。

I-3-10 図 6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間(1日当たり, 国際比較)



(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」(平成28年), Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2016) 及びEurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004) より作成。  
 2. 日本の値は, 「夫婦と子供の世帯」に限定した夫と妻の1日当たりの「家事」, 「介護・看護」, 「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)。  
 3. 国名の下に記載している時間は, 左側が「家事・育児関連時間」の夫と妻の時間を合わせた時間。右側が「うち育児の時間」の夫と妻の時間を合わせた時間。

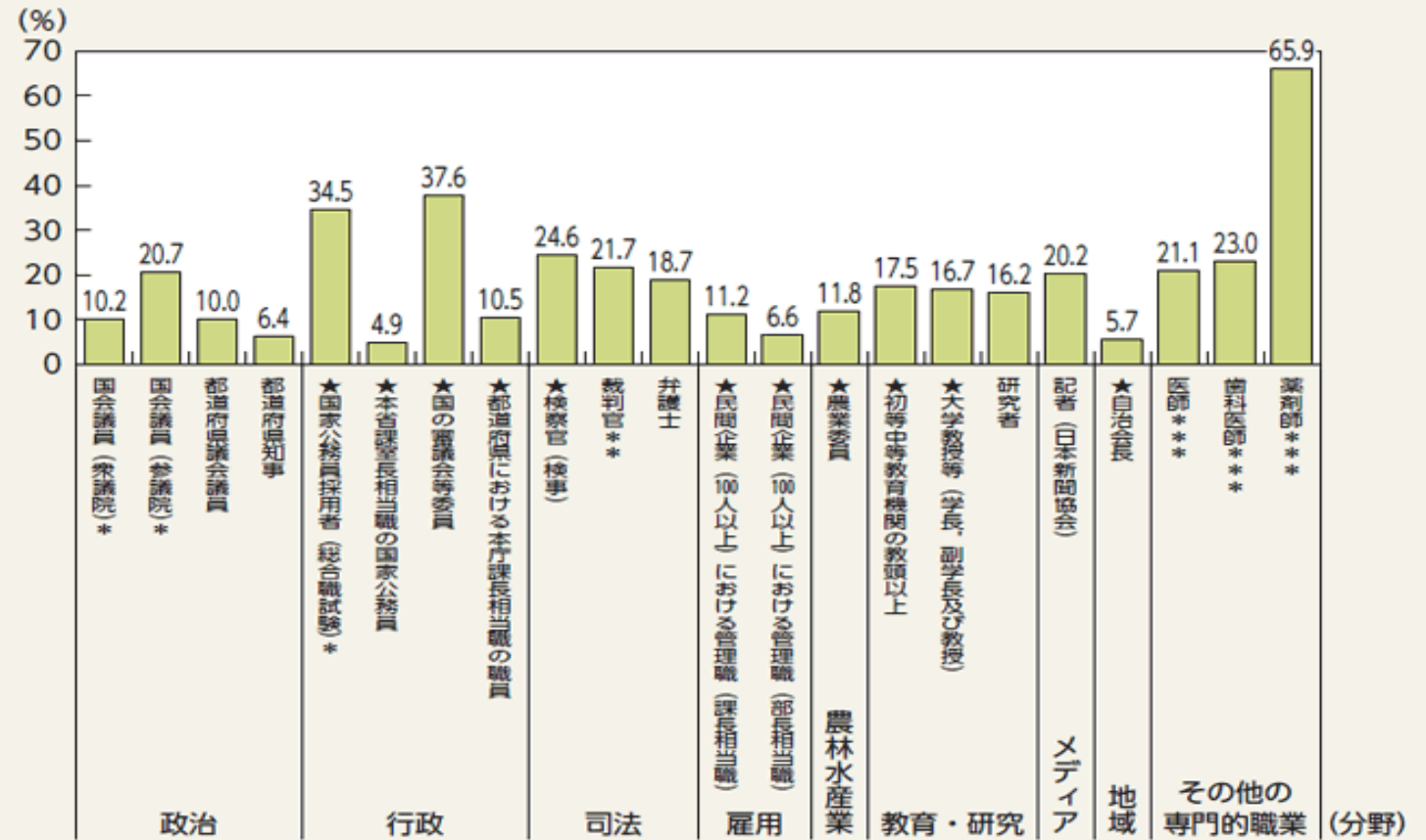
# マミートラック

- 子どもを持つ女性の働き方のひとつ
- 時短などによって、仕事と子育ての両立はできるものの、
- 昇進・昇格とは縁遠い働き方
  
- やりがい、意欲と関連

I-1-14図 各分野における主な「指導的地位」に女性が占める割合

# 指導的地位に 占める女性の割合

- 『男女共同参画白書 令和元年度版』より

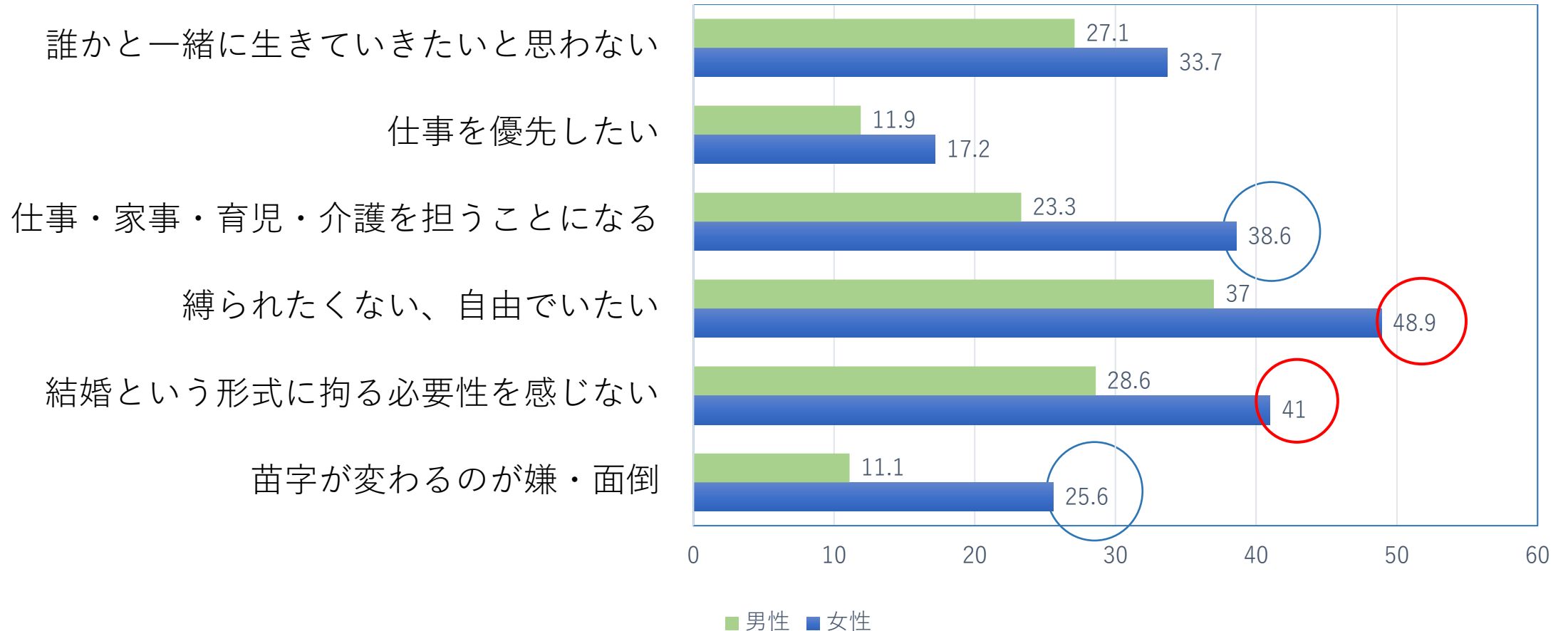


(備考) 1. 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成30年度)より一部情報を更新。  
 2. 原則として平成30年値。ただし、\*は平成31年値、\*\*は平成29年値、\*\*\*は平成28年値。  
 なお、★印は、第4次男女共同参画基本計画において当該項目が成果目標として掲げられているもの。  
 また、「国家公務員採用者(総合職試験)」は、直接的に指導的地位を示す指標ではないが、将来的に指導的地位に就く可能性の高いもの。



# 積極的に結婚したいと思わない理由 20-39歳独身男女比較

『男女共同参画白書令和4年度版』





結婚にまつわるいろいろなから見えてきたこと…

- 制度を作れば格差が解消されるわけでもない
- 制度自体に性差別/弱者差別の問題がはらんでいる場合もある
- 男女共同参画、ジェンダーにかんする考え方も幅広い
- 性別役割観、能力差概念、性別による特性差といった概念が社会生活のあらゆる側面でジェンダー秩序を生み出している。
- 社会の根底に根付いているジェンダーという視点を多角的で柔軟に思考するための道具の一つとして提供

この講義を通じて、  
3点を往復し多角的に思考する力を養う

性差別・矛盾  
価値対立・ゆらぎに  
敏感になる



考え方の道を知  
る（理論）



現実社会にふれる

# (性)差別/矛盾に敏感になる

## 「あたりまえ」を問い直す作業

- 性別役割分担にかんするもの
- 男らしさ・女らしさの規範にかんするもの
- 性的な強制にかんするもの:強制異性愛・異性愛主義・異性愛規範

良い・悪い、正しい・正しくないではなく、  
それに違和感を持つ人がいること、生きづらい人がいること、  
傷ついている人がいることに敏感になることがはじめの一步



# 社会実践と理論の往復

# ざっくりとしたフェミニズムの流れ

- ◆ 「人」と「人」ではないもの  
オランプ・ドゥ・グージュ(1791)『女性および女性市民の権利宣言』(仏)  
『人権宣言』(1789) 人=25歳以上一定の租税要件を満たす成年男子
- ◆ 第1派フェミニズム：**権利**  
19世紀、参政権、財産権、就労権
- ◆ 第2派フェミニズム：**平等**  
1960年代以降白人中流階級を中心に、黒人による公民権運動とともに
- ◆ 第3派フェミニズム以降：**多様性**  
性別二元論を越え、カテゴリーでくくりきれない現実を捉える

# 女性差別撤廃条約

- 国際条約: 1985年に批准
  - 女性差別立法是正指導
    - 婚姻年齢の差別、再婚禁止期間、夫婦別姓が認められていない
  - 労働市場での男女不平等の是正
  - 性別役割分担意識を助長するメディア、広告、教材の見直し



# 第3波以降

- 百花繚乱状態（第4波）
  - セレブリティ・フェミニズム：ビヨンセ、エマ・ワトソン等
  - ハッシュタグアクティヴィズム・フェミニズム：#MeToo
  - ポストコロニアル・フェミニズム：イスラームのヴェール問題等
  - ブラック・フェミニズム：性差別＋人種差別
  - ポピュラー・フェミニズム：ポピュラー文化からの発信
- ポスト・フェミニズム
  - ジェンダー平等は望ましい、ジェンダー不平等はない、ジェンダーに関する社会運動は不要、使命を終えた

# ざっくりとした学問の流れ

- 女性学 (1960年代)
- 男性学 (1990年代) / メンズ・スタディーズ
- ジェンダー論
  - 社会的・文化的に構築される性のあり方を考える
  - 男女二項対立図式の解体
  - 規範・イデオロギーから生じる問題を考える
- クィア理論 / クィア・スタディーズ
  - 誰もが異性愛者だと想定することの問題を考える

# インターセクショナルリティ

- 様々な差別の複層性、交差性を示す概念
- 人を単一のカテゴリーで分析することの危険性
  - 同一カテゴリー内の差異、カテゴリー間の類似性を抹消し、問題を性差に還元する危険性がある
    - 白人・中流 ⇔ ブラックフェミニズム

# 複雑な問題を多様な視点から考える

理論を押さえる

ジェンダー論  
メンズ・スタディーズ  
クィア・スタディーズ

海外の状況を知る

イスラーム  
西洋史

様々な学問分野の視点から  
考える

生物学、心理学  
国際法、言語学

社会実践を知る

行政（横浜市）  
NPO

# 本日参考資料（登場順）

- 荒牧央（2019）「45年で日本人はどう変わったか(1):第10回「日本人の意識」調査から」『放送研究と調査』5月号  
[https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/20190501\\_7.html](https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/20190501_7.html)
- 厚生労働省（2016）「平成28年度人口動態統計特殊報告「婚姻に関する統計」の概況」  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyu/konin16/index.html>
- 国立社会保障・人口問題研究所（2023）「現代日本の結婚と出産：第16回出生動向基本調査（独身者調査ならびに夫婦調査）報告書」  
[https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou16/JNFS16\\_ReportALL.pdf](https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou16/JNFS16_ReportALL.pdf)
- 法務省（n.d.）「選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）について」  
<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji36.html>
- シーガー, J. (2020) 『女性の世界地図：女たちの経験・現在地・これから』 明石書店
- 千葉勝美 (2024) 『同性婚と司法』 岩波新書
- 内閣府男女共同参画局『男女共同参画白書』（令和元年、令和4年版）  
[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/index.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/index.html)

# 読書案内

- 佐藤文香 (2019) 『ジェンダーについて大学生が真剣に考えてみた』 明石書店
  - 一橋大学の佐藤文香ゼミ生が執筆しています。大学生が日常で感じる素朴な疑問に対して、ゼミ生たちが回答しています。とてもわかりやすい内容
- 加藤秀一(2017) 『はじめてのジェンダー論』
  - ジェンダーは死語ではない、今日的問題としての重要性がわかりやすく紹介されている教科書的な本
- Google Scholar (論文検索サイトの一つです) で「ジェンダー」をキーワードに検索
  - 様々な分野で様々な視点から研究が行われていることが分かります。右側に[PDF] と表記されていたら、ダウンロードして読むことができます。興味がある論文を見つけたら、読んでみてください。
- 佐藤響子・平井美佳. (2019) 横浜市立大学全学共通初年次教育「現代社会とジェンダー」実践報告. 横浜市立大学論叢人文科学系列, 1, 61-70.
  - この講義のコンセプトを記した論文。CiNiiから原文入手可能



# 連絡事項等

# スケジュール

- 4月15日 講義概要説明 (佐藤響子・本学国際教養学部)
- 4月22日 生物学とジェンダー (佐藤友美・本学理学部)
- 5月 6日 心理学とジェンダー (江上園子・本学国際教養学部)
- 5月13日 ジェンダー論概観 (鈴木周太郎・鶴見大学)
- 5月20日 メンズ・スタディーズとジェンダー (横山道史・本学「ジェンダー論」講師)
- 5月27日 クィア・スタディーズ外観 (ヴューラー・シュテファン)
- 6月 3日 国際法と女性差別 (瀬田真・早稲田大学)
- 6月10日 男女共同参画に関する横浜市の取り組み (横浜市政策局男女共同参画推進課)
- 6月17日 学生の取り組み紹介 (本学大学院生)
- 6月24日 西洋史とジェンダー (鈴木周太郎・鶴見大学)
- 7月 1日 イスラーム研究とジェンダー (山崎和美・本学国際教養学部)
- 7月 8日 NPOの取り組み：多様性を認め自分らしく生きられる社会づくり：20人に一人はいるかもしれないLGBT (星野慎二・特定非営利活動法人SHIP代表)
- 7月15日 言語学とジェンダー (佐藤響子・本学国際教養学部)
- 7月22日 まとめ (佐藤響子・本学国際教養学部)
- 7月29日 予備



# 授業の進め方・評価

資料の配布は行いません。  
各自でご用意ください。

## • 授業の進め方

1. Teamsに掲載（前日までに掲載予定）された講義資料を読む
2. 授業を受講
2. 講師出題の設問にFormsから回答（授業翌日23時59分締切）

## • 評価

1. 講師出題の設問への回答 70点
2. 最終課題（レポート） 30点

（単位修得のためには最終課題の提出が必須）

# 連絡

- 担当

佐藤響子(国際教養学部) Email : ksatoh@yokohama-cu.ac.jp

- 情報（講義資料、課題のリンク先）の掲載

Teams コード m1hkxs3

Channels

一般

フィードバック

課題へのリンク

講義資料

一般  
連絡事項

フィードバック  
課題に対する講師  
からのコメント

課題へのリンク  
事後課題のURL

講義資料  
講義に使用する  
資料の掲載

# 本日の課題

- 下記より回答してください

<https://forms.office.com/r/CwZF2eLYL3>

授業翌日23時59分締切

\* 4月16日(火) 23:59

